

鳥取市鹿野町鹿野財産区基金条例及び鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年10月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第28号

鳥取市鹿野町鹿野財産区基金条例及び鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取市鹿野町鹿野財産区基金条例（平成16年鳥取市条例第28号）
- (2) 鳥取市鹿野町鹿野財産区議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年鳥取市条例第224号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。